

※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人番号				
事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

法人名				
-----	--	--	--	--

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人				
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕	①	兆	十億	百万
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人		
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②			
期末の総従業員数	④			
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人				
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥			
差引 ⑤-⑥	⑦			
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧			
再差引 ⑦-⑧	⑨			
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩			
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪			
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫			
		特定内国法人		
		特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤		
		⑬	%	
		非課税事業を併せて行う法人		
		国内における非課税事業に係る期末の従業員 者数		
		⑭	人	
		国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数		
		⑮		

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係					法附則第9条第1項関係				
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬	兆	十億	百万					
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭								
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮								
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯								
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑰								
資本準備金の額	⑱								
仮計 ⑰+⑱	⑲								
⑲と⑳のいずれか大きい額	㉑								
法附則第9条第24項又は第26項関係					資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓	⑳	兆	十億	百万
					政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉒			
					法附則第9条第24項又は第26項に係る額 (㉑-㉒)又は(㉑-㉒×1/2)	㉓			
					法附則第9条第1項関係	㉔	兆	十億	百万
資本金の額 別表5の2下表1㉑	㉕				法附則第9条第1項に係る額 ㉔×2	㉖			
法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係					月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑨-⑩)	㉗	兆	十億	百万
					課税標準の特例に係る控除割合	㉘	%		
					未収金の帳簿価額	㉙	円		
					総資産価額	㉚			
					課税標準の特例に係る控除額 (㉗×㉘)又は(㉗×㉙/㉚)	㉛	兆	十億	百万

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉑			
差引 ⑳-㉑	㉒			
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉓/㉔	㉓			
控除額計 ㉑+㉓	㉔			
		外国における事務所又は事業所の期末の従業員 者数		
		㉕	人	
		期末の総従業員数		
		㉖		
		非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
		国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数		
		㉗	人	
		国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数		
		㉘		